

北海道の里親制度

—くるみ里親会と芭露部落—

松本武子

目 次

- 1 里親委託の本質と現状
- 2 芭露部落の里親
- 3 くるみ里親会
- 4 北見児童相談所
- 5 結語

1 里親委託の本質と現状

(1) わが国の現状

里親制度は児童養護の方法の一つとして里親すなわち「保護者のない児童または保護者に監護させることができ不適当であると認められる児童を養育することを希望する者であつて都道府県知事が適當と認める者(児童福祉法第27条)」によって児童を養育する制度で、その運営は昭和23年10月に厚生省次官通達として指示され、「家庭養育運営要綱」により施行されている。この要綱は、両親の家庭で養育され得ない事情にある児童を保護する場合に集団保護が適する児童については児童福祉施設に入所させるが、児童によっては集団保護よりも適格な個人家庭による養育の方が適する場合が多いとして里親委託養護があることを明示し、また里親委託についての権限を知事が児童相談所長に委任すること、および里親に対する指導は里親の居住地を担当する児童福祉司、保導員、児童委員の中から所長の依頼した1人が専任すると規定している。

里親委託となった児童の養育については国および地方公共団体より措置費として生活費の支給があるほか里親手当が月二千円(昭和48年度)支給される。もちろん支給される金額は十分なものではないから児童の委託をうける里親は経済的にも精神的にも児童福祉に貢献しようという意図なしには責任をもちうるものではない。

アメリカでは里親委託制度を児童養護の第一義的方法とし、その運営に努力してきた結果、委託児童数がついに施設収容数を上まわる実状にある。

わが国では昭和33年度の実績委託児童数9,489人をピークとして以後減少の一途にある。昭和47年度には里親委託児童数は4,136人で、乳児院、養護施設の措置児約35,000人に比すればその12%に過ぎない。全国登録里親数に対する委託里親の比率は、昭和26年には61%であったものが年々減少し、昭和47年度においては27%の低率をみている。^{注(1)}

里親委託状況を全国都道府県指定都市についてみると、里親、委託里親、里子の実数ならびに委託率にはその差が大きく現われている。委託児童総数では、200人以上の里親委託を行なっているのは北海道、東京都、埼玉県、宮城県、福島県であるが、その地区的世帯数1万に対する里親委託率をみると、宮城県が最高で6.3、次が栃木、秋田、福島、宮崎の諸県で4.4~4.2であり、最低は北九州市の0.1になっている。(昭和45年調査)東京都の委託児童数は351人で実数は北海道に次ぐが、世帯数1万に対する委託率は0.8に過ぎず全国でも最下位に近い。

里親登録は地方児童福祉審議会の審査を経て認定されることになっており、登録を認定されたものを里親というのであるが、実際に児童の委託をうけないで年を経る里親も多い。アメリカのように里親の登録を毎年確認する国と、一旦登録した里親に関しては里親からの辞退届が出ない限り未委託のまゝ継続しているわが国とでは、委託率をもって比較することはできない。最近わが国でもこの点に注目し未委託里親の実態を調査確認する方針をとっている地方公共団体もあるが、未だ全国的には徹底していない。とくに宮城県では既に昭和38年民生部長通知をもって里親が未委託のまま2年を経過したとき、その登録は無効となることを定めており、東京都ならびに埼玉県も昭和48年に同様の方針をとった。しかし多くの地方公共団体においては里親の登録期間の状況について管理の方策が定まっていないので、委託里親の登録里親に対する委託率は意味がなく、世帯総数に対する比率による比較の方

が正確である。

ここで、わが国において里親制度が順調に発展しない理由とみられる点を考えてみたい。

その第一点は、児童福祉法に里親制度に関する規定を条文として明確にしていないことである。

法には里親についての説明のみで、制度の運営に関しては前述のように「家庭養育運営要綱」によって指示しているのであるが、制度の運営を厳密にすることが必要であって、当然法の条項の中に明確に規定すべきである。このことに関し昭和23年以来、国の姿勢は依然として改まることなく、したがって地方公共団体の方策もまちまちになっているのである。

第二点として、里親制度の運営は児童相談所長に委ねられているが、現実には所長は行政職であり、児童福祉の専門的職能をもって任せられている場合が少いことをあげたい。その故に、概して所長が主体性をもって里親制度の本質的な強化展開をはかるような積極性をもつことにはいたらない。畢竟このことは、児童福祉法に制度が条文化されていないことと相まって里親制度の運営を弱体化することになるのである。

第三点は、里親申込者の調査に直接あたり、里親の指導相談を担当するのは児童福祉司であるが、法にのべられている児童福祉司の任用規定は明確性を欠き、専門職とうたいながら結局専門性は事実上無視された状態において人事がなされている場合が多いことである。

この故に里親制度を発展させるためには、とくに専門職の養成が考慮されねばならない。里親の教育・指導の企画がなされる前に、いかに相談にのり、いかに指導すべきかに焦点をおく専門職自体の研修が必要であると思う。

第四点は、一般に里親制度が本質的に理解されず、養子をもうけるための手段として利用されていることをあげねばならない。

養護の責任をとる保護者に欠ける不幸な子どもが養親にめぐり合い、養子となってその育成をうけることは最も幸せな解決であり、児童福祉の一方法と考えられるであろう。しかし人間の関係はことほどさように簡単に結実するものではない。里親委託は里親の意図する目的、すなわち養子を得たいということのために規定されているのではなく、不幸な子どもの福祉の方法として設けられている制度である。とはいって、大多数の里親申込者は養子縁組を希望して申込んでいるのであって、厚生省の里親全国調査（昭和45年）によ

れば、49%以上が養子希望の里親であった。事実はより以上高率であると推量する。何となれば純粹里親が多ければ、委託率が年々降下する筈がないのである。

年々この傾向は強く、里親委託率の最高である宮城县でさえ、昭和45年度の新規登録里親の80%が養子縁組希望であって、里親の希望水準（性別、年令、知能、容姿、性格、身体的欠陥の有無、実父母の有無および性格、遺伝的素因、将来の見通し等）が高くなり、要保護児童中心でなく里親自身に中心をおく里親となっていることを嘆いている。^{注(2)}

養子縁組希望の里親は、希望通りの児童にめぐり合わない限りにおいて里子を受託することを欲しないので、未委託里親にとどまり、またもし里子を受託したとしても、生活しているうちにわが家の養子には適さないことがわかれば施設への措置変更を希望する。その結果、委託率が低下するにいたる。

このような状況下において、近年里親制度を本来の姿にもどし、児童の福祉をはかることに新企画をもつ地方公共団体も現われている。^{注(3)}

神戸市、大阪市における「家庭養護促進協会」の活動、神奈川県における「家庭養護センター」の方式、さらにまた昭和48年度に設定した東京都の「家庭養育センター」の企画などがそれである。しかしながら、何れも、都、道、府、県、指定都市の当局、あるいは関係する施設や機関などの努力にも拘らず、委託里親の全国数は上昇するどころか減少の一途を辿っている。

里親委託の本来の意義が、地方公共団体において、その主管機関である児童相談所と里親との両者の間に明確に把握され、さらにまた真に児童福祉の推進に焦点をおく里親制度の運用が、児童福祉機関によっても地域社会においても広く徹底してなされているとみなされるところは皆無といつても過言ではない。

(2) 北海道の里親委託状況

以上述べてきたようなわが国の現状にも拘らず、北海道における里親制度の運用は必ずしもこの全国的傾向に一致するものではない。

第1表は昭和45年10月現在の全国里親委託状況を示すものであるが、北海道の委託児童数は473名であって、全国第1位である。人口比をもってすれば、第2位の東京都351名とは比較にならぬ実績である。

厚生省報告例によれば昭和47年度全国状況は、児童を委託している里親数3,506、委託児童4,136であるが、北海道は児童委託里親数314、委託児童数368で、何れも全国数の9%を占めている。

第1表 全国・都道府県・指定都市別の里親委託状況(昭和45年10月現在)

区分	世帯数	登録里親数	児童を委託している里親数	委託児童数	世帯数1万に対する里親委託率	登録里親の委託率
总数	27,852,743	14,404	4,239	4,941	1.5	29.43%
北海道	1,427,783	917	399	473	2.8	43.52
青森県	347,647	251	109	118	3.1	43.43
岩手県	333,833	379	89	99	2.6	23.48
宮城县	452,205	496	286	298	6.3	57.66
秋田県	299,458	291	131	145	4.3	45.02
山形県	286,253	443	97	98	3.3	21.90
福島県	459,833	607	195	237	4.2	32.13
茨城県	508,291	489	114	148	2.2	23.31
栃木県	376,162	947	164	186	4.4	17.32
群馬県	405,196	247	51	57	1.3	24.70
埼玉県	992,767	835	257	300	2.6	30.78
千葉県	873,743	447	97	102	1.1	21.70
東京都	3,584,043	1,749	290	351	0.8	16.58
神奈川県	1,534,094	165	51	78	0.3	30.91
新潟県	560,786	200	49	57	0.8	24.50
富山県	248,342	122	45	51	1.8	36.89
福井県	254,478	88	14	14	0.5	15.91
山梨県	183,213	113	46	48	2.5	30.33
長野県	191,386	80	22	23	1.1	27.50
岐阜県	499,365	264	80	89	1.6	30.30
静岡県	432,929	71	18	19	0.4	25.35
愛知県	755,244	182	72	84	0.9	39.56
三重県	1,381,294	211	64	73	0.4	30.33
滋賀県	391,361	41	8	9	0.2	19.51
京都府	215,217	251	29	31	1.3	11.55
大阪府	633,998	104	27	37	0.4	25.96
兵庫県	2,190,043	298	78	69	0.3	26.17
奈良県	1,268,984	346	127	108	1.0	37.28
和歌山县	233,583	40	8	10	0.3	20.00
鳥取県	285,417	66	24	28	0.8	36.36
島根県	144,482	60	23	25	1.5	38.33
岡山県	202,776	122	57	83	2.8	46.72
広島県	453,853	283	65	72	1.4	22.97
福井県	696,763	92	43	60	0.6	46.74
山口県	423,806	273	123	173	2.9	45.05
徳島県	205,266	90	36	38	1.7	40.00
香川県	242,543	46	24	26	0.9	52.17
愛媛県	394,304	339	75	84	1.9	22.12
高知県	237,698	75	26	29	1.0	34.67
福岡県	1,095,341	124	34	34	0.3	27.42
佐賀県	199,583	104	31	52	1.5	29.81
長崎県	407,071	344	110	127	2.7	31.97
熊本県	436,230	173	46	53	1.0	26.59
大分県	308,362	264	77	113	2.4	29.17
鹿児島県	286,055	357	121	130	4.2	33.89
沖縄県	511,662	294	55	56	1.0	18.71
名古屋市	642,980	140	38	45	0.5	27.14
京都府	574,901	152	41	43	0.7	26.97
大阪府	420,043	42	9	10	0.2	21.43
神戸市	890,407	126	84	104	0.9	66.67
北九州市	377,432	128	74	140	1.9	57.81
	297,023	36	4	4	0.1	11.11

注 里親の状況は昭和45年10月厚生省児童家庭局調査による。

世帯数は昭和45年国勢調査による。

常に過ぎず、これは全国状況とは著しい相違である。

数においても里親申込動機についてみても、北海道のみがこのような状態を示しているのは何故であろうか。そこには何らかの根拠がなくてはならない。

北海道における里親制度運用状況のなかで、就中北見児童相談所管内の里親連合すなわち、くるみ里親会の活動および芭露部落の里親委託状況は、まさにこの謎をとくものである。北海道全児童相談所事業報告によれば、北見児童相談所管轄の児童委託里親数ならびに委託児童数は道各児童相談所の最高であり、年間純粹里親申込は、道総数の22%であって、このことは実績報告の数の展開のなかで、本児童相談所の機能が本来の里親制度の運用のために活動していることを明らかに示していると認められるのである。(第11表・第18表参照)

この故に、くるみ里親会と芭露部落の活動こそは、まことに北海道里親制度運用の典型的なものとして広く世にしられねばならないと思う。この意味において、本論は、くるみ里親会と芭露部落の里親制度運用につき以下論述をこころみようとするものである。

北海道児童相談所概況により全道の里親申込の動機(第18表参照)をみると、昭和47年度においては、申込者107名のうち64%は純粹里親であって、養子縁組の希望その他で里親申込をしているものは36

2 芭露部落の里親

(1) 部落の概要

芭露は北海道網走郡湧別町の一部落である。網走支

行政区には北見市、網走市、紋別市の他23町があるが、湧別町はサロマ湖に近くオホーツク海沿岸よりやや内陸に入った地点にあり、網走市の西北に位している。町史によれば当地域は文化5年頃より開拓者が入り漁業がはじめられ、明治初期の入植者により農業が形態化された。明治30年第1次200名、31年第2次199名の屯田兵の移住があり部落が開発された。人口は7,412人、世帯数1,911で町は散在する大小17区の部落にわかれ農業、酪農、漁業が主産業で鮭、鰯、帆立貝などの漁獲で知られている。芭露はその一部落で湧別町の中北部、サロマ湖に近く人口1,195人、世帯312で大部分が酪農世帯である。



この312世帯のうちに、里親は実に23名、現に子どもをあづかっている委託里親の家庭は15世帯である。（昭和48年8月末現在）この委託里親の部落全世帯に対する比はまさに4.8%であって、仮に湧別町1,911世帯に対する比をみても0.8%となる。全国の状況は委託里親の世帯数1万に対する里親委託率が1.5であり、最高の宮城県でさえ1万世帯に対し6.3であることをみても、芭露部落の里親受託の実態は驚異そのものであり、児童福祉に貢献する部落の人びとの努力と誠意とは礼讃に値するものといえよう。（第1表参照）

その里子があるいは精薄児、あるいは情緒障害児または問題性格児であっても、里親たちは自分の子どもをもふくめて家族関係と生活の場を道具として不幸な児童のために努力してきたのであるが、部落の人びとは互いに励まし合って困難を解決し、くるみ里親会芭露支部担当理事山中春男を中心にしてますます活動を活発にしている。大抵の問題は山中理事のもとで解決し北見児童相談所から直接に担当児童福祉司を煩わすことなど無い。どのようにして里親委託状況が

進んできたか、また現在どのようであるかを他児童相談所管轄地区の状況との比較において検討してみたい。

(2) 里親委託の発展

里親委託が本部落で始められたのは昭和30年以降である。第2表は年次別に里親数と委託児数を示したもの、第1図はこれをグラフにあらわしたものである。

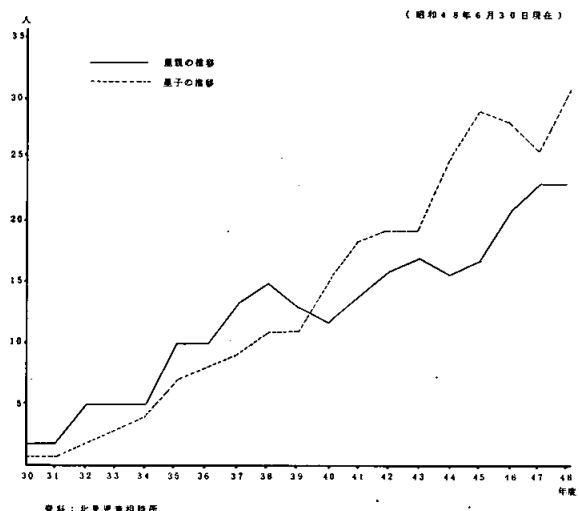
第2表 里親数と委託児童数年次別

年次	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
里親数	2	2	5	5	10	10	13	15	13	12	14	16	17	16	17	21	23	23	
委託児童数	1	2	3	4	7	8	9	11	11	15	18	19	10	25	28	26	32		

注：各年度は年末。48年は8月20日現在

資料：北見児童相談所

第1図 芭露地区における里親・里子の推移



資料：北見児童相談所

当初は里親の数が里子の数より上回っていたが、昭和40年頃より里子の数が年々上廻ってきている。これは2人以上の里子を受託する里親が増加したことを意味するものである。昭和22年に里親制度が施行された頃は、宮城県、埼玉県、神奈川県、千葉県その他の里親部落といわれる地域があったが、経済の発展と共に生活構造の変化、核家族化、住民の移動、家庭婦人の就労増加など、種々の変化に加え、これに伴う人間関係の稀薄化は、里親制度本来のありかたに努力することを住民の意識から、さらには児童相談所専門職の人びとの意識からも消し去ったように見える。

このような現代にあって芭露部落の人々は日夜他人の子の幸せのため自分の家庭生活を投入して努力しつづけてきた。

昭和30年以来47年までに部落内で登録した里親

数は35名であるが、各年度の登録状況ならびに解約状況をみると、第3表のとおりで、昭和47年末現在数は23名となっている。小部落である芭露においてこのように殆んど毎年里親登録者があるが、事情によっては解約の申出もある。このことは畢竟当事者による登録里親の確認が、つねに正確になされていることを意味する。35名の登録里親の職業は第4表の示すとおり農業と酪農が多い。

芭露の里親は養子縁組を目的とする里親ではないので、児童の保護者が子どもを受入れる態勢になるまで保護者に代って養護することを本願としている。親元に復帰することのできない場合、満年令（18才）もしくは就職によって解除となるのであるが、時に養子となって里親の家族になる場合もあり、また不適応のため措置変更となる場合もある。したがって芭露の里親は年々委託数も多く、他方措置解除も多い。この委託および解除の措置数を年次別に推移を示すものが第5表である。部落の里親の養護をうけた児童は過去19年間に79名、その間、解除となった数は47名で、昭和47年6月現在措置数は32名である。

第3表 里親登録数と解約数

年度 区分	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	計
登録数	2	0	3	0	0	5	1	3	3	2	0	3	3	1	1	1	5	2	35人
解約数	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4	1	1	1	0	2	0	1	0	12

資料：北見児童相談所

第4表 登録里親の職業

農業	酪農	漁業	公務員	自営業	大工	会社員	造材夫	僧侶	その他	計
16	5	2	2	5	1	1	1	1	1	35人

資料：北見児童相談所

第5表 委託数と解除数年次別

年度 区分	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	計
委託措置	1	1	1	1	1	6	3	4	2	3	4	7	2	1	8	14	9	5	6	79
措置解除	0	1	0	0	0	3	2	3	0	3	0	4	1	1	2	10	10	7	0	47

注 各年度は年間、48年は6月末まで。

資料：北見児童相談所

(3) 里親委託の現状

第6表は昭和48年8月末現在における委託状況である。この委託状況は全国各地区の状況に比し注目される若干の点が見出される。

当部落の里親は現在1名のはかは、すべて実子もし

くは養子をもっている。また委託経験のないのは2名のみで他はすべて里子の委託を受け何らかの理由で解除とした経験者である。措置の欄は措置の種類すなわち養護か教護の別を記したもので、これは里親にも知らされる。芭露においては、たとえ教護・触法相談ケースの措置であっても教護院に送ることをせず里親委託にする場合がある。

里親の職業は農業、酪農が多く、少数ではあるが大工、綿打、吏員など多様である。委託児は大体複数であるが、1人だけの委託を引受けているものが4名である。措置解除しても、また頼まれれば直ちに受託する姿勢であって、現在これら里親宅に委託されている児童数は32名である。

第7表は里子委託を現在引受けていないわゆる未委託里親を示している。当部落には未委託里親は8名あり、委託経験のないものは最近登録した2名のみである。たまたま委託児童が里親家庭に不適応の場合には山中理事を中心にして協議し、さらに児童相談所の審議を経て部落内の他の里親に措置変更が行なわれているケースもある。たいがいの問題は部落内で解決の

方法がたてられるのが芭露部落の特質といえよう。換言すれば部落ぐるみで里親の責任をとっているのである。

現在までの19年間に登録した里親で辞退解約したものが10名あるが、うち7名は委託経験をもち、未委託のまま解約したものは僅か3名である。それらは何れも登録後2,3年以内に解約している。

登録後なお里親として児童の委託を引受ける状態にあるかどうか、また委託措置後子ど

もがその家庭にあって幸せであるかどうか、里親家庭にとっても困難がないかどうか、にもとづきそれに対処する方策がとられるため、たえず里親状況に異動のあるのも、芭露の特長である。次に里親家庭の若干を紹介する。

第6表 芭露部落里親委託状況(昭和48年8月20日現在)

里親家庭		職業	登録年月	委託児童	措置	委託年月	備考
世帯主	家族						
竹中忠男	妻(51才)三男(19才)長女(17才)	農業	42. 9	Y.K(12才) S.H(9)	養護	45. 8 45. 8	解除 3人
小島正次	妻(50才)四女(16才)甥(26才)	酪農	45. 9	S.A(13)	"	46. 8	解除 1
阿部富男	妻(36才)長女(4才)	更員 養鶏	44. 6 32. 12	C.K(.5) K.T(10)	"	44. 7 41. 10	解除 8
山中春男	妻(52才)養女(13才, 9才)			S.N(15) H.A(15) M.T(3) N.A(2)	"	43. 3 46. 8 47. 4 48. 8	
内山幸一	妻(44才)長男(20才)次男(17才)	酪農	46. 12	N.T(12)	教護	47. 2	
長野治次	妻(51才)長女(13才)長男(11才)	漁業	35. 12	K.S(8) H.A(11)	養護	44. 12 47. 7	解除 4
村上幸次郎	妻(61才)長男(18才)	農業	41. 8	S.M(14) T.A(13)	"	41. 8 43. 10	
島田喜一郎	妻(46才)長男(10才)次男(8才)	農業	35. 4	J.M(16) T.S(9) S.S(3)	"	35. 10 39. 4 45. 2	解除 1
中沢初子	四男(29才)五男(27才)	大工	39. 2 37. 9	S.Y(16) H.Y(15)	"	39. 10 38. 1	解除 1 解除 3
鎌田一男	妻(38才)長男(8才)			M.Y(14) K.K(4) H.T(14)	"	38. 1 47. 5 47. 6	
今野繁次郎	妻(45才)長女(15才)次女(14才)長男(11才)	綿打	41. 12	K.H(2)	養護	45. 11	解除 4
阿部正博	長女(16才)次女(15才)長男(13才) 妻(再婚)	農業	42. 2	M.T(17) Me.K(4) Mi.K(2)	"	42. 6 48. 6 48. 6	
関戸新一	妻(52才)次女(24才)	農業	46. 12	K.T(8) J.J(10)	"	47. 2 47. 2	解除 1
加藤助次	妻(39才)長女(15才)長男(13才) 次男(11才)次女(9才)	酪農	47. 11	M.T(2) E.K(3)	"	48. 4 48. 6	父が里親として2人受託し解除
菊地常雄	妻(44才)	酪農	46. 5	T.K(6) K.T(14)	"	48. 8 48. 8	解除 1

注：里親家族の年令は登録時における年令

第7表 未委託里親状況

里親氏名	年令	登録認定	職業	委託経験有無			備考
				措置	期間	解除理由	
辻元雄	39	47. 11. 8	会社員				
川田美江	60	38. 5. 10	雑貨商	養護	39. 3. 9 ~ 39. 4. 1 39. 3. 9 ~ 46. 12. 4	不適応 結婚	
小野一男	65	43. 3. 29	食料品店	"	44. 11. 27 ~ 46. 12. 1	不適応	
長谷川睦男	46	39. 2. 12	建築業	"	40. 7. 31 ~ 45. 10. 9 45. 12. 7 ~ 46. 6. 10	就職 引取	
加藤助	67	33. 2. 13	農業	"	34. 2. 5 ~ 40. 3. 31 40. 12. 27 ~ 41. 8. 1	就職 引取	老女のため長男が代つて里親になり9月辞退予定
小畠安男	51	39. 5. 26	杣夫	"	40. 7. 31 ~ 47. 3. 21	就職	
長野清孝	46	36. 6. 1	農業	"	36. 11. 5 ~ 43. 4. 22 36. 11. 5 ~ 38. 11. 1	養子縁組	
渡辺精護	51	46. 12. 22	僧侶				

資料：北見児童相談所

(4) 芭露の里親家庭

イ・山中家

山中春男夫妻を紹介するため次の新聞記事をとりあげよう。

「山中さん夫妻は同町芭露生まれ。山中さんは通算3度、5年半の兵役を経験、その合い間に馬車で木材を運び生計を立てていた。戦後間もない22年5月、過労から肺を病み、6年4カ月にわたる闘病生活を送った。気がめいって死を考えたこともしばしばだった。タケさんは素人下宿を始めて医療費のやりくりをしたが、追いつかず医療扶助の一部負担を受けた。退院後2年間の自宅療養を送った山中さんは30年、生活困窮者にマキを配布する仕事を世話をしてくれた遠軽社会福祉事務出張所の係員に勧められるまま里親となる決心をした。闘病中に医療扶助を受けたお礼をしたかったからだという。」（昭和48年6月7日 北海道新聞）

山中春男は建築会社に働いている。妻タケは、他の子どもにひけをとらせないためには国からくる委託料ではとても間に合わない。委託料と主人の給料とを合わせ金銭を度外視した里子を世話しながらの生活です、といっている。

第6表に示すように、昭和32年に里親登録して以来既に8人の里子を育成してきた。何れも短期であるが、あるいは親元に引取られ、あるいは就職による措置解除となっているが、現在なお5人の里子を養育している。しかし登録以前に既に3人他人の子を育て、そのうち2人を養子とし、1人は就職、1人は結婚させている。（他の1人は死亡）現在養育している里子は、それぞれ実親はありながら何れも離婚あるいは蒸発のため育てることを拒否されている子どもである。

このような両親の関係の中でいためられた子どもは素直な性格である筈がない。15才のH子の場合、父はアル中で子どもを虐待、母は若い男と蒸発というケース。最初長谷川家に3人一緒に委託されたのであるが、H子は幼い弟妹をいじめて何ともいたし方がない。そこでH子を山中家が引うけ、弟は小島家に、妹は長野家に措置変更した。その間彼はせめて末の子だけでも母親に引取せたいと母の所在を探しまわりあらゆる努力をしたがついに母親は受け入れなかった。最近引受けたM子（3才）とN夫（2才）については、老令の自分らでは甘えさせてしまうからと受託を一応断っ

たが、2人とも情緒障害が甚しく実親の関係が複雑なためやむを得ず引受けことになった。現在M子とN夫は山中夫妻をおぢいちゃん、おばあちゃんと呼び親鳥を追う雑のように夫妻のあとについてまわっている。

彼は「健康の続く限り里親として子どもの面倒をみてゆきたい。それが私ら夫婦の生きがいです。」といっている。明日への蓄財を考えず、ひたすら子どもの幸せを念じる夫妻の心情は、里親会長阿部雅彦との出会いによってさらに強められた。その端緒は最初の里子M.S.にあった。M.S.は精薄児で数々の問題行動をおこし山中夫妻を困惑させた。しかも夫妻はこの問題児を何としても手ばなさうとなかったが、阿部会長の説得によって札幌市の精薄施設におくった。その後、M.S.は職業訓練をうけ印刷屋につとめている。山中理事は札幌を通るときは必ずM.S.を訪ね温情をもってはげましている。会長と彼に相通じるこの里親の心情が芭露部落の今日ある源泉となったと思われる。

山中夫妻は里子を引受けるのみでなく、部落の人びとに自己の信念を伝え協力をもとめることにちゅうちょしない。純粋な夫妻の愛情とその生活とは親戚や部落の人びとをして矛盾なく協力的態度に導き部落の今日をなしたといえる。

ロ・加藤家

加藤助次は4人の実子をもつ酪農家庭である。父加藤助は、昭和33年に登録、3人の里子を養育し、1人は就職、1人は親元に引取られた。老令のため本年秋には辞退し長男助次に里親を代ってもらうことにしているが、親子二代の里親としてテレビで紹介された。また長女も婚家先で里親になっており、まさに里親一家である。

ハ・内山家

内山幸一は実子2人をもつ酪農家であるが、この家には里子のみでなく養護老人がいる。何の縁もなく迷いこんだ老人を世話をしているのである。老人の家は東北某地とわかり自宅に帰らせたが、また戻ってきたとのことで、夫妻とも何の屈たくもなく家族の一員として面倒をみている。都会人には理解し得ないことではあるまいか。

このように芭露の里親家庭の2、3についてその実状を略述したが、各里親に委託されている里子には常識で考えられないような人生の暗い経験がそれぞれ背後にある。これら里親家庭は何れも子どものために暖い生活の場を提供し、里親は里子の心身の成長を何よりもよろこびとして語り合う。山中家にいた里子が先

年東京の自転車店に就職したが、本年盆休みにオートバイで芭露に帰省し、タケに5,000円おいていった。同じように小島家の里子の1人は里親に樂をさせようと洗濯機やテレビを買ってくれた由。このような事がらはこの部落の里親全体のよろこびであるかのように語られるのである。

(5) 湧別町の里親行政

芭露部落の里親制度の運営が美事な発展を示したのは、部落の人びとのによる制度の本質への理解と児童の福祉達成への情熱が結実し開花したものであるが、上述したようにその母体であるくるみ会と業務機関である北見児童相談所の支援と協力が、このように発展を促進したのであることはいうまでもなく、またもし部落民に最も近い関係にある町役場の里親行政担当部の理解がなかったならば現在のような成果はもたらされ得なかつたであろう。

ここに附記したいことは、湧別町役場住民課が里親制度本来の意義を体し、くるみ会ならびに山中春男を中心とする部落民の里親活動を強く支持してきたことである。大口住民課長は部落内里親家庭の状況に精通しており、児童相談所と住民間の連絡調整の役をとり、つねに山中夫妻を支援し相談相手となってきた。大口課長になってから芭露の里親活動がめざましく発展してきたという。湧別町では里親登録の際に町の意見書を必ず添付することになっている。

児童相談所、町役場、くるみ会、部落里親家庭——これらの人びとの相通じる信頼と誠実な努力によって芭露の特性が伸ばされたとみるべきであろう。

芭露部落の里親は「くるみ里親会」に所属している。その里親委託状況の現在を語るために、くるみ里親会について述べなければならない。

3 クルミ里親会

(1) 誕生期

網走支庁管内を所管する児童相談所は北見市に所在する北見児童相談所である。本児童相談所管内の里親連合すなわち網走地区里親会を「くるみ里親会」という。網走地区里親制度運用の発展過程は、すなわち、くるみ里親会の発展史である。

くるみ里親会は昭和32年10月4日、当時53名の里親により「里親の日」を記念して結成された。その目的が里親相互の連絡と里子育成に関する研究協議ひいては里親制度の発展強化にあったことはいうまでもない。その後くるみ里親会は順調な発展経過を辿り、

現在（昭和48年8月）134名の隆盛をもたらしているが、その蔭には現会長阿部雅彦を中心とする人びとの熱心な努力があった。初年度の会長には高橋永昌がなったが、阿部雅彦は当初より児童委員として里親会の創設に努力してきた人で昭和36年に推されて会長になった。「くるみ会」の名称はかたい殻で里子を守るという意味をもつてつけられたもので同氏の命名による。くるみ会の財源は里親自身の会費によるが、社会福祉協議会や市町村の助成をも要請した。

昭和33年3月、くるみ会は「くるみ」と題する機關紙を発行し会の連絡協調をはかることにした。ガリ刷1枚のものであるが、4月には第2号を発行し年4回のものとした。この年、阿部雅彦は里親ならびに児童委員として厚生大臣賞を受けたが、翌34年には北海道知事表彰者全道15名のうち4名が、くるみ会員から選ばれた。昭和34年度には道内において北見児童相談所管内の里親が最も多数であるという状態になつたが、この頃から報導機関に注目され記事にもなり放送もされはじめた。

くるみ会は順調に発展してきたとはいものの実はそのかげには迂余曲折の経過があった。里親の業務は本来児童相談所の仕事である。里親会の活動が強化されるにつれ、主管機構側にとって里親会は単に圧力団体であるかのごとく感じられはじめていることに阿部会長は気づいた。そこで昭和34年9月、二代目所長井上正雄が就任した際に「里親会を解消しては……」と提言した。所長は研究期間をもち熟慮協議の結果、引継ぎ会を存続する意向を示し、会の機構を変えて児童相談所に事務局をおき所長が事務局長となり、庶務係長が事務を担当することにした。当時の庶務係長は現庶務課長矢口勝美で所長と期を同じくして就任した人である。この庶務係長の前任職は網走支庁社会福祉課であったため社会福祉全般に通ずる人であったことも会の発展にプラスであったといえよう。以後同氏は当児童相談所に勤続しているので、くるみ里親会には通暁しており会長のよい補佐役となっている。矢口課長は自分が里親の経験をもたなければ業務に徹し得ないと考え自ら昭和42年に里親登録し2名の里子委託の経験を有している。

北見児童相談所管内の里親制度が発展した主なる根拠の一つは、里親会と公的の主管機関が有機的関係にあって、ともに児童福祉を主眼とする里親活動の展開に協働したことにある。この方針は現在においても変わらない。

(2) 発展期

くるみ里親会が今まで発展してきた根柢の他の一つは、里親の会を単に里親のみの連繋とせず、地域福祉の仕事であるという確信のもとに広く地域住民の支持をもとめることに着目し、婦人会に働きかけ賛助会組織をつくってきたことにある。最初婦人会の内情を知らない阿部会長その他の人は婦人会に働きかける手順に戸惑うことも多かったらしいが、こまやかな苦心を重ねながら会の協力を求めていった。北見地区では井上よし、また蔭の援助者として松浦静子の協力があった。松浦宅は北見児童相談所に近く、一時保護所から逃亡した子どもが邸宅内に逃げこんだりしたこともある、児童相談所の仕事に理解が深かったことが里親会への協力となった。さらに網走方面では市長夫人の尽力にまつことが多かった。

このような過程を経て第一期には、北見地区、美幌地区、津別地区、女満別地区、網走地区五支部の賛助員組織が成立し、第二期として、遠軽地区、紋別地区、丸瀬地区、湧別地区、上湧別地区的五支部が成立した。

この地域における婦人会の有力者に働きかけ強力な後援者を募ることは、くるみ会員が不幸な児童のために里親委託措置を発展させねばならないという信念に基づいたればこそなし得るわざであった。他地方の里親のように養子縁組を希望して登録をする里親であるならば到底このような運動はなし得ないのである。阿部会長はつねに事務局長である児童相談所長とともに婦人会の有力者説得にまわったといふ。

たまたま時と同じくして札幌市に「心の里親運動」が発足した。これは方法は異なるが実親のもとで育てられない子どもの福祉をはかるための婦人の活動であって養護施設にいる子どもをはげまし、その精神的支えとなることを目的とするものであった。この運動は当時の札幌市長夫人原田清子の提唱によるもので全道に反響をよんだが、北見地区においても活発な動きをみせた。それは同時に児童福祉への一般の理解をより高め、くるみ会北見支部の賛助員組織を強化発展させる契機ともなった。

附記すれば、現在（昭和48年9月）心の里親会会員数は3,000人および、財団法人組織となり活発な活動を続けている。昭和38年5月には施設退園後の就職者のための軽費宿泊施設として「心の里親ホーム」を建設し、さらに昭和48年10月には「心の里親ホーム乳児保育園」を開所するにいたった。これは生後6週間後（産休あけ）より3ヶ月未満の乳児を生後6カ月まであづかるという特殊な乳児保育所である。

(3) 会の現状

現在、くるみ里親会は、委託、未委託をふくむ里親会員と賛助会員との組織で運営されている。

1. 賛助会員

賛助会員は年一口1,000円以上を納入する会員である。五口以上の納入者を特別賛助会員とする。昭和36年に48名の特別会員、196名の賛助会員を得、また全管区市町村社

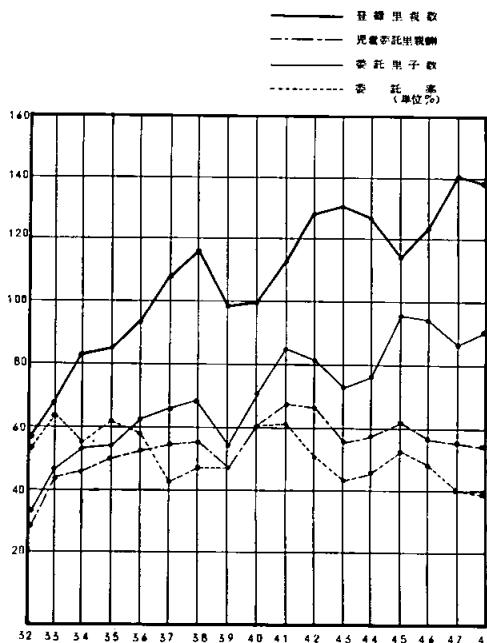
第8表 くるみ会特別会員・
賛助会員数推移

区分	特別会員	賛助会員
36年	48	196
37年	138	369
38年	183	746
39年	187	848
40年	248	1,430
41年	339	1,890
42年	908	2,294
43年	463	3,713
44年	528	2,587
45年	559	3,749
46年	784	5,442
47年	868	5,883

資料：くるみ里親会

現在くるみ会正会員は139人、うち児童委託里親55、委託児童85、委託率は39.6%である。第2図は、くるみ会里親状況推移を示すものである。

第2図 里親・里子の推移



北見児童相談所の管轄である網走支庁管内総世帯数は102,832であるから、委託里親数は1万世帯につき5.4になる。この数を上まわる県は宮城県の6.3の里親世帯があるのみである。しかしながら委託児童をみると、宮城県は286人の里親が298人の里子委託で平均1人1.04人の担当となり、くるみ里親会では55人の里親が85人の里子委託で平均1人1.55人の担当である。これはまさにわが国最高の担当率をもつ里親会である。

くるみ里親会では原則として養子縁組希望の里親を認めない方針である。未委託里親という場合には他地方では登録はしても里子の委託をうけたことのない里親が大多数であって、委託経験の無い里親を意味しているといつてもよいのであるが、くるみ会で未委託里親という場合には、委託経験のない里親に加えてかつては委託里親であったが里子が措置解除となって現在子どもをあずかっていない里親をも含めている。しかも、くるみ会の里親は養子縁組を目的とするのではなく、本来保護に欠ける児童を一時的に養育するものであって、親もとに帰すか、就職して独立するなどにより措置解除するのを目的とするのである。

第9表 くるみ会未委託里親状況
(昭和48年7月末)

区分	里親数	委託経験有無						なし
		経験あり						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	
北見市	11	5	2	0	1	0	0	3
紋別市	6	2	2	0	0	0	0	2
網走市	12	5	3	1	0	0	0	3
美幌町	5	1	1	0	1	0	0	2
津別町	3	1	2	0	0	0	0	0
女満別町	2	0	0	1	0	0	1	0
遠軽町	3	2	0	1	0	0	0	0
湧別町	8	2	4	0	0	0	0	2
丸瀬布町	1	1	0	0	0	0	0	0
上湧別町	4	2	0	0	0	0	0	2
清里町	3	2	0	0	1	0	0	0
置戸町	1	1	0	0	0	0	0	0
常呂町	2	0	2	0	0	0	0	0
白滝村	1	1	0	0	0	0	0	0
滝ノ上町	5	2	0	0	0	0	0	3
佐呂間町	1	0	0	0	0	0	0	1
西興部町	1	1	0	0	0	0	0	0
端野町	2	2	0	0	0	0	0	0
訓子府町	1	0	0	0	0	0	0	1
留辺蘿町	3	3	0	0	0	0	0	0
斜里町	1	1	0	0	0	0	0	0
計	76	34	16	3	3	0	1	19

注：北見児童相談所資料より作成

託経験のないものは僅か19人である。57人の未委託里親は既に1人乃至6人の里子の受託経験者である。したがってくるみ会では、委託里親と未委託里親との間に意識のずれがない。研修やキャンプに未委託里親もともに加わる。いうなれば里親すべてが当地域内の要養護問題解決の場としての資源なのである。

里子の措置解除については養子縁組によるものも若干あるが大体は実親宅への引取り、あるいはその他である。したがって他地方とくるみ里親会の里親とを比較する場合には質的な相違を考慮しなければならない。

阿部会長はいう、「われわれの里親について有する意識は他地方の人びとにわかってもらえないだろう」と。会長がこう語るほどにわが国の里親制度の運用は本来の意義を歪曲化しているといつても間違いではない。

ハ. 会の活動

くるみ里親会の現在までの活動について概括すると次のようである。

- 1 里親制度の運用について地域に対して啓蒙することに努力し社協ならびに婦人会に働きかけ地域ぐるみの活動とした。
- 2 里子受託について生じる問題を里親会のあいだで共に解決することをはかってきた。(このことについては後述する)
- 3 里親里子キャンプ大会を昭和37年に女満別にて開催し、約100人参加、以後場所を変えて毎年催し、昭和47年には第11回を数えた。
- 4 里親研修会を開催した。このこころみは道内で最初のものであった。会にはつねに未委託里親もともに加わっている。
- 5 くるみ会奨学金を設定した。
- 6 機関紙「くるみ」を発行した。(昭和33年より)
- 7 里親会員章をつくった。(昭和41年)
- 8 里親委託の際にくるみ会より支度金5,000円をおくることにした。(昭和42年)
- 9 高校進学児が措置解除(年令18才)になったとき、里親に養育費の支給を行なう。(昭和45年)
- 10 テレビ、ラジオあるいは新聞により里親委託の実際についてしばしば報導紹介され、これにより里親活動の推進に貢献した。
- (4) くるみ会里親家庭
芭露部落の里親家庭については前述のとおりその若干を紹介したが、くるみ会にはなお多くの立派な里親家庭が属している。

イ. 川村家

川村尚道は上湧別町明光寺住職である。川村家には現在78才の老父と男児2名（高校1年、中学2年）の他3才より育てている甥（中学1年）がいる。尚道41才、妻好子41才のとき里親登録をしたが、当時長男は中学1年、次男は小学1年であった。児童相談所が川村家に委託するのは教護ケースの措置児ばかりで、昭和40年から48年までに10人の問題児の養育をつづけてきた。父の受刑中に母が男関係をもった家庭の子、夫婦関係の相剋の中に生立ち愛情飢餓から非行化した子、次ぎから次ぎと男関係をもつ母に虐待される子など、非行化するのが無理もないというような状態の中でいためられてきた子どもたちに夫妻は愛情を注ぎその生活を導いてきた。ただ長男や次男がいぢめられたり影響されること、老父の小づかいが盗まれることなどが夫妻の悩みであった。氏はいう「どんな子どもでも腹一杯たべさせて、この家においてやればみなよい子になります」と。これは約10年間家族もろともに経験してきた里子との真剣な斗いの中から生れた言葉である。同じような言葉が芭露の山中春男からも語られた。子どもに罪はない。子どもは真人間にになってよい社会人となる権利がある。川村家は子どもにその権利を全うさせるために家族が心を合わせて自分の家庭生活を提供している。夏休みには親元に引取らせた子ども達が4人もきており紹介されても何れが川村家の子どもかわからないのである。さらにまたよろこびを浮べて話されたのは「この学校では里子を区別しません」ということであった。芭露でもこのことは里親からも住民課長からも伝えられたが、児

童相談所や町役場の人と同様教師が里親制度を高く評価し里親の努力に協力していることは、当地域の里親活動を進展させている要因の一つになっていることに注目したい。

ロ. 阿部家

阿部家は津別神社の官司を掌る家である。長男は神職につき父を助け、次男は写真業である。阿部雅彦32才、妻智恵30才のとき里親登録をした。時に長男8才、次男6才であった。雅彦は24才のとき民生委員となり現在くるみ会会長のみならず社会福祉協議会その他多くの福祉関係役職を担っている。

阿部雅彦が里親になった動機はある不幸な娘を知ったことによる。児童委員である氏はある母子世帯を訪問し、そこにたまたま一夜あづけられていた娘をみかけたのであるが、明日は売られるという。その娘をつれてきたのが里子第1号となった。物を盗むことを悪いこととも感じないこの娘の性格に苦労したのも里子を育てる苦労の最初であった。以来氏の里子受託は15件におよんでいる。

第10表に示すようにそのケースの種類は、養護10、教護3、その他2である。

記録にみるように総じて短期の委託であって、親元に引取らせるか、身のふり方を考えてやるかしている。現在委託されている男児は父母ともに蒸発、残されていた祖母も病死して措置児となったKである。KのはかにM子とTがいる。M子は小学校3年のとき父結核で死亡母も結核で入院し阿部家に委託措置となった。母再婚によって親元引取となつたが、高校2年のとき母の生活についてゆけず里親をたよって深夜に逃げ出

てきた。満年令で措置解除後も阿部家にとどまり高校卒業の世話をうけ現在会社に就職している。Tは約7年同家に措置されており、母再婚のため昨年家庭引取となつたが居心地がよいとみて夏休みには毎日遊びにきている。

阿部家は児童委員でもあり、児童に関する相談ごとはつねに絶えない。家庭は開放的で家族全員が里子を幸せに成長させるために協力し努力しているまことに円満な家庭である。阿部会長は自宅における里子の養育のみでなく、福祉関係の公務、くるみ会各支部の連

第10表 阿部雅彦里子受託記録

氏名	生年月日	性別	児童分類	委託年月日	解除年月日	解除理由
A.H.	15. 6. 5	女	養護	31. 1. 19	32. 3. 31	就職
M.K.	26. 4. 21	・	・	36. 11. 9	38. 1. 26	家庭引取
K.O.	30. 6. 27	・	・	36. 12. 18	37. 3. 5	施設入所
Y.N.	34. 5. 1	・	・	39. 9. 12	40. 2. 10	家庭引取
M.A.	26. 4. 22	・	・	40. 5. 20	40. 8. 31	不適応
T.F.	34. 8. 15	男	・	40. 12. 27	47. 4. 1	家庭引取
M.I.	27. 11. 2	女	・	41. 11. 26	42. 6. 25	措置変更
Y.Y.	37. 12. 12	男	・	41. 12. 23	42. 2. 8	里親変更
S.N.	32. 12. 12	・	・	42. 4. 1	43. 3. 25	家庭引取
H.M.	29. 5. 20	女	教護	43. 4. 18	45. 3. 28	就職
M.K.	26. 4. 21	・	・	43. 5. 17	44. 4. 26	満年令
S.F.	28. 1. 30	男	その他	44. 5. 19	44. 6. 10	就職
T.K.	31. 2. 25	女	教護	45. 3. 31	46. 4. 2	"
K.T.	36. 9. 28	男	養護	45. 12. 19		
H.M.	29. 5. 20	女	その他	46. 11. 26	47. 5. 31	満年令

昭和 47 年度
(取扱構成は昭和 48 年 4 月 1 日現在の配当定額)

絡、児童相談所との協力、里親からの相談など、日夜席のあたたまることとてない状態にあって里子養育に貢献している人である。くるみ会は里親制度本来の意義にたつ数多くの立派な里親によって組織されているが、これら里親の相談相手であり指導的立場にある阿部会長は芭露部落のよき支援者でもある。まことに氏は里親会の結成と里親自身の成長が不幸な児童を幸せにすることにつながるとの確信をもつづけ、くるみ会の発展に生涯をかけてきている人である。

4 北見児童相談所

昭和47年に札幌市は指定都市となった。これにともない札幌市児童相談所が開設されるにいたった。北海道にはこのほか現在道児童相談所が8地区におかれている。第11表に示すように、人口10万～13万に児童福祉司1名という措置基準によれば8児童相談所とも適数配置となっているが、その管轄区域が広汎にわたることが北海道での特長である。

(1) 機構と業務

北見児童相談所は昭和27年に設置された。管内人口約38万1千人、世帯数約10万3千であるが、その管轄区域は網走支庁管内および3市で、総面積は全道支庁の第2位、全国の第5位であって秋田県につぐ行政区域となっている。

この広汎な管轄区域を所長をふくめ14人の職員で担当している。前述のように児童福祉司の数は人口に対して設置基準が示されているので、本所の児童福祉司数3名は基準どおりではあるが、その所管が広汎な地域にわたることに加えて、里親制度の運用にともなう業務量を考えると、職員の職務状況にはかなり厳しいものがあると思われる。

その故に特に里親委託に焦点をおいて本児童相談所の業務を検討してみることにする。

(2) 里親委託に関する業務

第1表に示すように、北海道の里親委託状況は全国において最高の数をみせている。北海道8児童相談所の昭和47年度末における登録里親数は753人、委託里親数は314人で委託児童数は368人である。

(第11表参照) 登録里親に対する委託里親の比率は41.7%であるが、これは現時点における委託率で、措置あるいは措置解除によってつねに動く数値である。世帯数1万に対する委託里親の比をみると、道全児童相談所中、北見児童相談所が最高で5.4であり、他の児童相談所は帯広児童相談所が3.3で他は何れも3.0

以下である。

第12表は北見児童相談所と同所を除く7児童相談所との相談別、措置別総件数の比較である。

第12表 養護、教護、触法相談措置状況比較

(昭和47年度)

区分		里親委託	施設入所	計
道七児童 相談所	養護	75	405	480
	教護・触法	2	102	104
	計	77(13%)	507(87%)	584
北見児童 相談所	養護	21	13	34
	教護・触法	4	6	10
	計	25(57%)	19(43%)	44

資料：北海道児童相談所事業統計より作成

昭和47年において、里親措置が25件のうち、養護相談のケース21件、教護・触法相談のケース4件である。児童福祉施設入所についてみると、養護相談では13、教護・触法相談所では6計19件である。したがって里親委託57%，施設入所43%の措置状況となっている。道七児童相談所の措置件数の総和は養護相談ケース75件、教護・触法相談ケース2件の件77件が里親委託になり、養護相談405件と教護・触法相談102件計507件が施設入所となっている。その比は里親委託13%に対して施設入所は87%で北見児童相談所とは極めて大きな相違を示している。

この里親委託ケースについては、里親申込の受付、登録認定までの調査ならびに事務上の処理があり、措置後には里親家庭の訪問や相談業務がある。北見児童相談所では、とくに芭露部落については里親担当ワーカーが毎月1回の家庭訪問をしている。しかし既に委託してある里親家庭に関するかかわりの上にこのような新規ケースの処理が加わるため、その事務量は他児童相談所のそれと異なるものがあるのは当然である。

第13表は全道と8児童相談所の昭和47年度における措置停止、調査、指導の件数を示すものである。

北見児童相談所は道全児童相談所中、職員の数が帯広児童相談所と同数で最少数であるが、里親に関する取扱件数は最高になっている。

里親委託ケースについては、実親・里親との面接、訪問もあり、里親・里子関係の適応状態がわるいときには施設への措置変更も生じるのがつねである。また、くるみ会の里親は養子縁組が目的でなく短期措置を前

第13表 里親委託措置後の調査指導
(昭和47年度)

所名	調査	指導
全道児童相談所	712	761
中央	192	67
旭川	127	120
北見	131	181
岩見沢	—	42
室蘭	94	107
帯広	43	106
釧路	15	58
函館	110	80

資料：北海道児童相談所事業統計

提としているだけに児童を親元へ帰らせるとか、就職させるとかの措置解除も頻繁となりこれにともなう調査、指導が必要となる。

純粹な養育里親への委託が北見児童相談所管下にかくも発展したことは、里親会の人びとの誠意と努力があることはいうまでもないが、措置機関としての北見児童相談所が少數職員をもってよくチームワークを取り本質的業務につくしてきたことを見逃すことはできない。

(3) 里親委託状況

第14表は昭和47年末における道8児童相談所開始以来の里親委託状況ならびに現在数を明らかにしたものである。

第14表 里親委託状況 (昭和47年度末調査)

項目 所名	里親の実数(開始以来)						里子の実数(開始以来)							
	登録			解約			現在登録数	委託			解約			
	登録数	他より児移相管	計	解約数	他へ児移相管	計		委託数	他より児移相管	計	解約数	他へ児移相管	計	
中央	1,296	51	1,347	941	276	1,217	130	1,031	22	1,053	881	145	1,026	27
旭川	557	16	573	441	22	463	110	512	9	521	442	17	459	62
帯広	284	3	287	200	8	208	79	224	2	226	184	4	188	38
釧路	284	10	294	226	9	235	59	276	3	279	250	2	252	27
函館	433	9	442	340	9	349	93	376	5	381	332	4	336	45
北見	373	3	376	233	2	235	141	428	2	430	346	—	346	84
岩見沢	607	6	613	502	14	516	97	458	6	464	403	5	408	56
室蘭	143	9	152	97	11	108	44	133	3	136	99	8	107	29
計	3,977	107	4,084	2,980	351	3,331	753	3,438	52	3,490	2,937	185	3,122	368

資料：北海道児童相談所事業統計

北見児童相談所開設以来の里親登録総数は376件解約総数は235件で全児童相談所中第4位の数であり、里子委託数は430件、解約数は346件でこれは第3位である。

昭和47年度末現在の北見児童相談所における里親登録数は141、里子委託数は84で、ともに全道最

高である。登録里親に対する里子の委託率は60%であるが、他方、北見児童相談所を除く7児童相談所の登録里親総数612に対する里子委託総数は284で、その比率は46%である。この相違は、くるみ会の積極的貢献を示すとともに北見児童相談所の協力の結果を現わすものにほかならない。

第15表は委託児童の年令区分を示す。

第15表 委託児童の年令(年間)

項目 所名	乳児			幼児			児童			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
中央	2	1	3	2	2	4	3	1	4	7	4	11
旭川	—	—	—	1	6	7	1	3	4	2	9	11
帯広	4	—	4	2	2	4	2	4	6	8	6	14
釧路	—	—	—	5	2	7	3	1	4	8	3	11
函館	—	1	1	4	2	6	1	1	2	5	4	9
北見	1	—	1	4	5	9	5	10	15	10	15	25
岩見沢	—	—	—	3	4	7	3	—	3	6	4	10
室蘭	1	—	1	2	3	5	4	5	9	7	8	15
計	8	2	10	23	26	49	22	25	47	53	53	106

資料：北海道児童相談所事業統計(昭和47年調査)

乳児が東京都をはじめ他地方に比して極めて少いことに注目されるのであるが、昭和45年全国調査によ

ると0才から2才未満までの委託児童総数990人のうち、里親申込の動機が養子縁組希望であるものは516人で、52%にあたる。「子どもを育てたいから」という動機のもの258人を加えると78%になる。注(4)

これにより乳児を希望する里親には純粹里親の少い

ことが明らかである。また東京都においては里親の殆んどが養子縁組希望で、年令区分では2才児未満が多い。これらを照合するとき、とくに北見児童相談所管轄の委託児童に乳児が少いことは、養子縁組里親が僅か3名（第18表参照）である事実とも一致している。

第16表は里親の年令を示している。

第16表 里親年令別（年間）

項目 所名	21 歳 30 歳	31 歳 40 歳	41 歳 50 歳	51 歳 60 歳	61 歳 以上	計
中央	1	14	3	4	1	23
旭川	—	8	5	1	—	14
帯広	—	7	6	1	1	15
釧路	—	2	2	—	—	4
函館	1	7	6	1	—	15
北見	1	6	10	1	—	18
岩見沢	—	4	1	1	—	6
室蘭	1	7	3	1	—	12
計	4	55	36	10	2	107

資料：北海道児童相談所事業統計（昭和47年調査）

これによると30

才より40才代の里親が多くなっている。北海道では全体に里親の年令制限をしていないが、くるみ会の里親には40才以上のものが多いことに注目される。阿部里親会長の言によれば、「却って実子養育の経験のある高年令の人の方が成功している」ということである。

第17表は委託措置理由の分類である。

第17表 委託児童の問題別分類（年間）

項目 所名	棄 児	家 出	死 亡	離 婚	傷 病	虐 待	受 刑	稼 働	心 身 障 害	其 他	計
中央	1	2	2	2	—	—	—	1	—	3	11
旭川	—	4	—	1	—	—	—	4	—	2	11
帯広	—	4	—	6	—	—	—	1	—	3	14
釧路	—	1	—	—	5	—	—	—	2	3	11
函館	1	1	—	1	1	—	—	1	—	4	9
北見	—	3	—	1	4	—	4	—	—	13	25
岩見沢	—	2	—	6	—	—	—	—	—	2	10
室蘭	—	—	—	—	4	—	—	6	—	5	15
計	2	17	2	17	14	—	4	13	2	35	106

資料：北海道児童相談所事業統計（昭和47年調査）

家出と離婚による委託措置が多いことは、現代における全国的現象である。受刑や傷病によって親の養護をうけられなくなった児童を里子として受託する里親は明らかに養子縁組希望者ではなく短期里親であるが、その数の多いのも北見児童相談所管内である。問題の如何にかかわらず不幸な児童を幸せにするために里子を受託することこそ、まさに里親制度が本来意味する

ものである。

第18表は里子申込の動機を示している。

純粋里親が69人に対し養子縁組希望里親が僅か28人であるが、昭和44年の全国調査（第19表）では40.9%が養子縁組希望であるのに対し北海道においてこの本来の里親のありかたが強くあらわれていることは驚嘆に値する。とくに北見児童相談所管内では純粋里親15に対し養子縁組里親3となっている。

全国における純粋里親の比率は昭和36年の実

第19表 里子申込の動機全国調査

申込の動機	36年調査		44年調査	
	実数	比率	実数	比率
総 数	人 18,930	100.0	人 15,435	100.0
社会福祉事業への協力心から	2,121	11.2	2,425	15.7
不遇な児童への同情から	5,842	30.9	3,829	24.8
特に児童の世話を好きだから	1,390	7.3	1,381	8.9
社会福祉関係者よりすすめられて	658	3.5	436	2.8
養子を得たいため	6,351	33.5	6,307	40.9
その 他	2,568	13.6	1,057	6.8

資料：厚生省児童家庭局育成課

態に比し昭和44年は減少をみており、養子縁組里親は36年には33.5%であったものが44年には40.9%に増加している。

東京都の里子実数は北海道に次いでいるが（第1表参照）第20表に示すように、純粋里親は極めて少く養子縁組里親が73%で、この傾向はますます強くなっているのである。

第21表は里親委託の解約をその理由別に分類したものである。

総数においては就職による解約と満年令（満18才）

第20表 東京都里親申込の動機(昭和44年調査)

申込の動機	受託里親		受託していない里親		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率
総 数	340	100.0	1,329	100.0	1,669	100.0
社会福祉事業への協力心	22	6	61	5	83	5
不遇な児童への同情から	43	13	118	9	161	10
特に児童の世話を好きだから	12	4	70	5	82	5
社会福祉事業関係者よりすすめられて	4	1	23	2	27	2
養子を得たいため	232	68	992	74	1,224	73
その他の	27	8	65	5	92	5

資料：東京都中央児童相談所

第21表 里子解約の理由(年間)

項目名	養子縁組完了	就職	不適応	満年令	その他	計
中央	3	—	2	4	1	10
旭川	2	4	5	3	5	19
帯広	—	—	1	—	—	1
釧路	1	—	3	1	5	10
函館	3	1	3	3	2	12
北見	2	8	4	3	18	35
岩見沢	4	3	4	3	7	21
室蘭	1	1	1	—	3	6
計	16	17	23	17	41	114

資料：北海道児童相談所事務統計(昭和47年調査)

第22表 乳児院・養護施設在籍数と里親委託数の比較(昭和46年)

区分 地区	(A) 要養護児		(B) 里親委託児		(C) 施設措置児		(D) 乳児院 在籍数	(E) 養護施設 在籍数	備考 世帯数に対する 委託里親の比
	実数 (B+C)	%	実数	%	実数 (D+E)	%			
宮城県	688人	100	284人	41.3	404人	58.7	56人	348人	0.063%
秋田県	440	100	136	30.9	304	69.1	26	278	0.043
埼玉県	931	100	291	31.3	640	68.7	162	478	0.026
東京都	5,005	100	359	7.2	4,646	92.8	966	3,680	0.008
神奈川県	953	100	71	7.5	882	92.5	79	803	0.003
徳島県	467	100	34	7.3	433	92.7	33	400	0.017
横浜市	820	100	52	6.3	768	93.7	65	703	0.005
大阪市	1,744	100	94	5.4	1,650	94.6	126	1,524	0.009
神戸市	1,095	100	132	12.1	963	87.9	81	882	0.019
北海道	1,669	100	368	22.0	1,301	78.0	50	1,251	2.9
北見児相	151	100	84	55.6	67	44.4	64	3	5.4

注：1. 厚生省児童家庭局資料より作成、世帯数は昭和45年国勢調査による。

2. 北海道と北見は昭和47年度末調査、北見児相管轄は北見・紋別・網走の各市、網走支庁管内

になったための解約が同数で各17件であるが、里親家庭への不適応のために解約となったものは23件と最高である。

里親委託業務は、決して単なるあつせんでもなければ処理事務でもなく、里子が里親家庭に適応するようにケースワーク援助の技術を必要とする極めて困難な仕事である。里親に里子を委託する場合に順調に親子関係が成長することを期待するのはいうまでもないが、期待どおりにならないで問題を生じることもよくあることである。里親委託措置件数の多い北見児童相談所においては里子の不適応を援助しあるいは処理するた

においてとくに注目される地域である。注(5)

北海道とくに北見児童相談所管轄における総世帯数に対する委託里親世帯数の比は他地域と比較にならない比率を示している。また何れの地域でも施設入所措置が多く、里親制度の運用をもって知られている宮城県でも施設入所措置は58.7%，里親委託は41.3%であるから、北海道北見児童相談所管内の実状は特筆に値する。

5 結語

以上の統計数字が示したように本来のありかたの里

めの労苦も多いことと思われる。

なおこの点についてくるみ会の責任者が専門職に比しても劣らない努力をもって援助していることも事実である。

第22表は昭和47年末現在の要養護児について、里親委託児と施設措置児の比較を他地方と比較したものである。

対象としてここにとりあげた地方公共団体は里親制度の運用

親委託制度が北海道就中北見児童相談所管轄下においてこのように発展したこととは里親会の人びとの努力のたまものであることはいうまでもないが、措置機関としての北見児童相談所が少数職員をもってよくチームワークをとり協力態勢をとってきたことを見逃すことはできない。

公立機関は人事異動の影響によってチームワークもとり難くなることが多いのであるが、このくるみ会の業績がさらに発展するよう担当機関職員によるダイナミックなチームワークと専門職としての自覚と誇りが今後とももち続けられることを希望する。くるみ会が北見児童相談所の支援への信頼を失うときは、くるみ会の発展が消極化する時であり、児童相談所がくるみ会の存在に誇りをもち、その発展を支援する限りさらに会は成長をし続けるであろう。

そして、児童福祉法第27条に里親委託措置が児童養護の方法として示されている限りにおいて、北海道民生部も、さらにまた国も、くるみ里親会の活動と芭露部落の人びとの努力を高く評価し、これを支援すべきであろう。

最もプライベートである家庭の場を開放し、家族の封鎖性をといてひとりの他人の子のために尽すことは決して楽なことではなく、また華やかに知られることでもない。家族が核家族化し、家族員数が極限化しつつある現代わが国にあって、また個人の生きる権利が、金にも、労働にも、環境にも、あらゆる面に主張され展開し、それがとかく一方的に提唱される傾向にある現代にあって、この雪深い北国に住む人びとにより、おそらく量りしられぬ悩み、斗い、決断の連続のなかに築かれたであろうこのくるみ会と芭露部落の存在を知ったことは筆者にとってまさに大きなよろこびであった。心からの感謝をもって本報告を献じるものである。

注

- (1)拙著 誠信書房刊「児童福祉の実証的研究」第6章 378～387頁参照
- (2)宮城県編「宮城県における里親制度の現況」2頁参照
- (3)前掲「児童福祉の実証的研究」第6章 397～412頁参照
- (4)日本児童福祉協会刊「養護児童の実態」197頁参照
- (5)前掲「児童福祉の実証的研究」第6章 433～436頁参照